

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議について

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 京都党市議団,
無所属(無), 無所属(無)

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議

京都市会は、平成25年12月11日、「住友重機械工業株式会社においては、本市からの契約解除を直ちに受け入れ、本市に対して一切の負担を掛けないよう真摯に対処すると確約した自らの責務を誠実に履行し、企業倫理や企業責任に基づいて、市民の負担が生じることのないよう、損害賠償等の請求に速やかに応じるべきである。」と決議した。

その後も再三にわたって、京都市から損害賠償等の請求に応じるよう求めてきたにもかかわらず、これに応じることなく、司法の場に持ち込まざるを得なくなったことは極めて遺憾である。

よって住友重機械工業株式会社においては、本件の一刻も早い解決を図るため、京都市からの損害賠償等の請求に対し、誠意をもって応じるべきである。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会